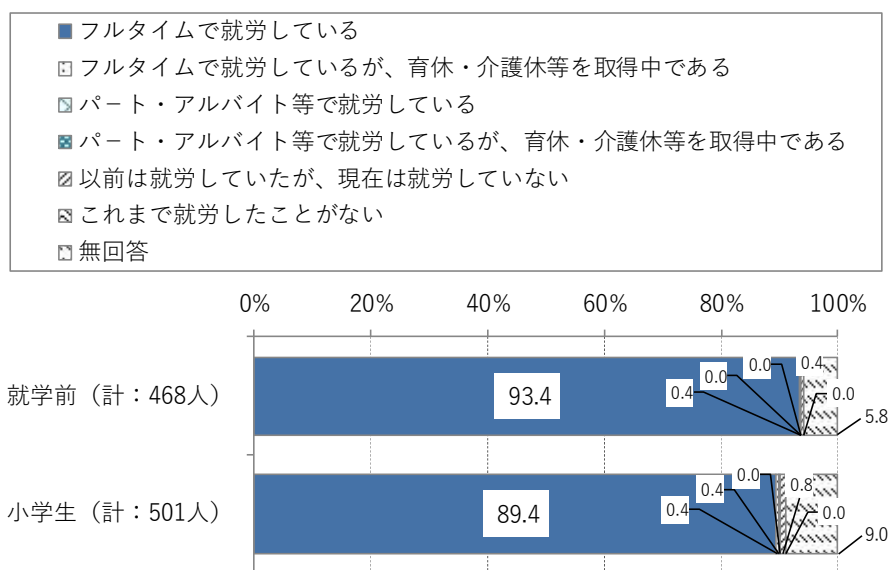


資料

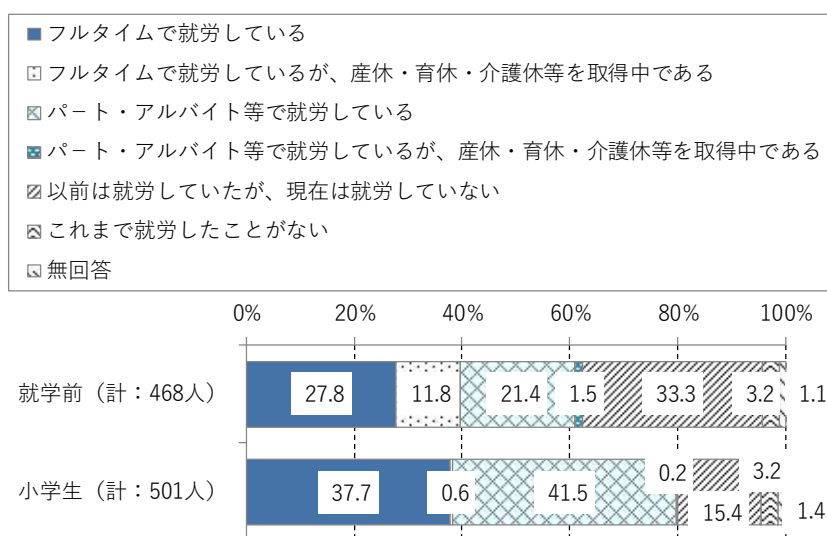
1. アンケート調査結果（抜粋）

(1) 保護者の就労について

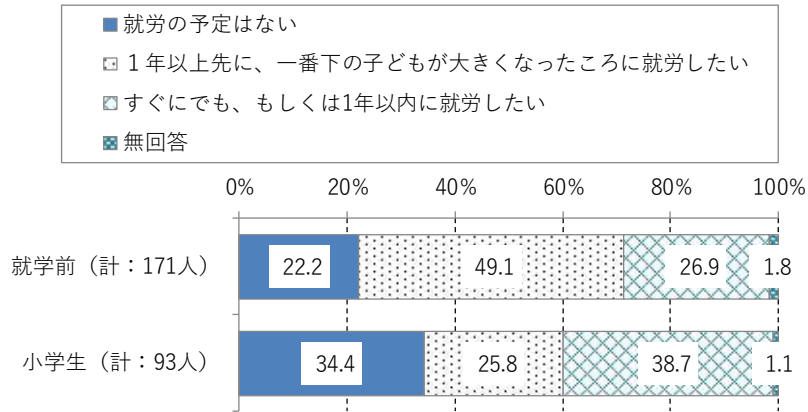
【父親の就労状況】



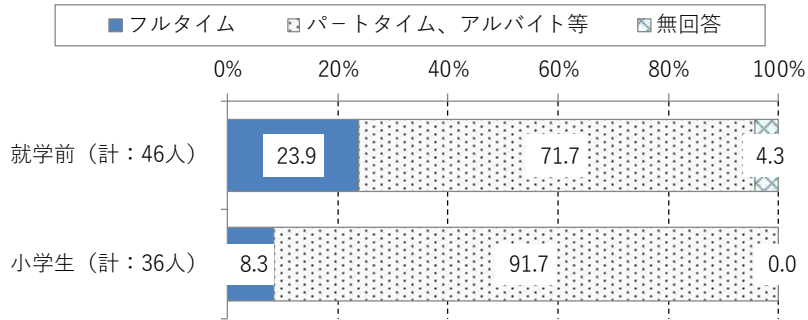
【母親の就労状況】



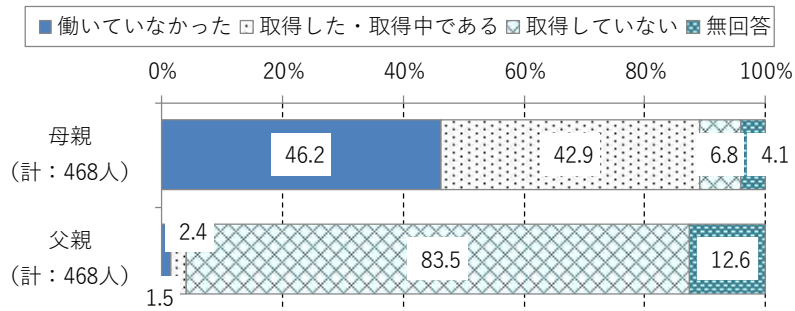
【就労していない母親の就労希望】



【就労したい母親の希望就労形態】

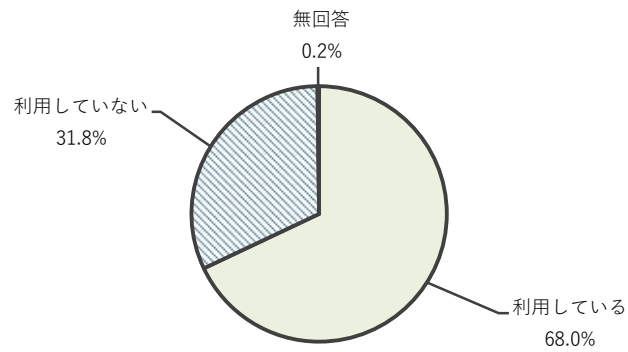


【育児休業の取得状況 (就学前児童)】



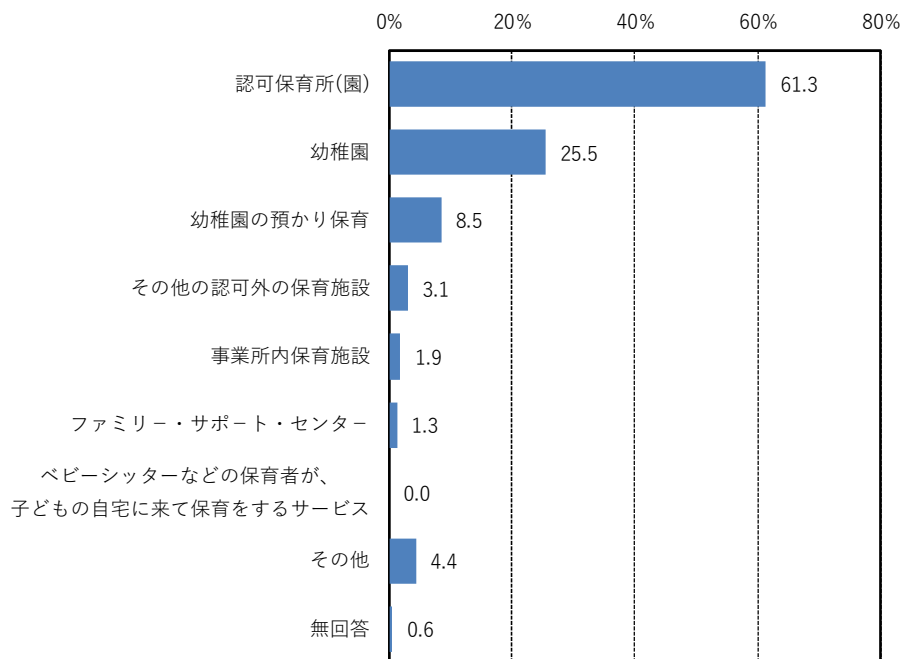
(2) 教育・保育事業の利用状況と利用希望

【定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】



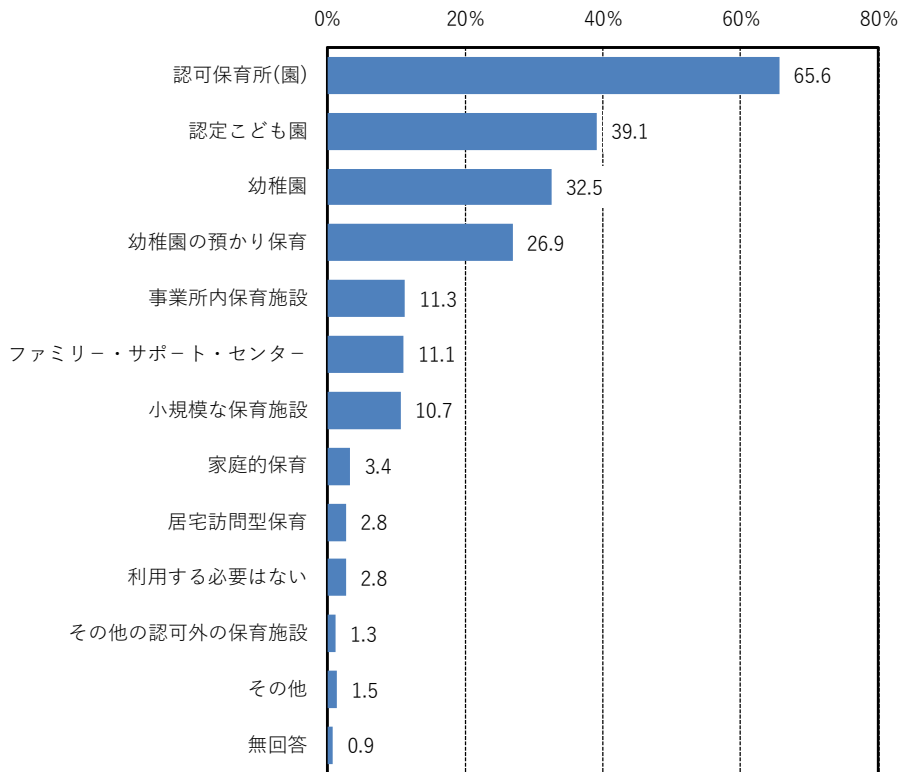
計：468人

【年間を通じて定期的に平日に利用している事業（就学前児童）】



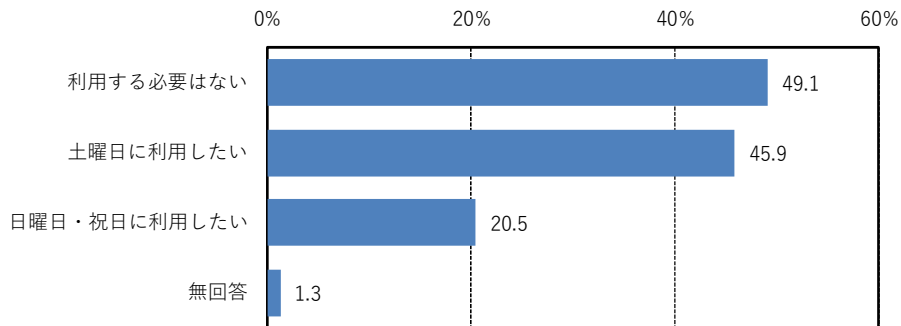
計：318人

【平日、定期的に利用したい施設や事業（就学前児童）】



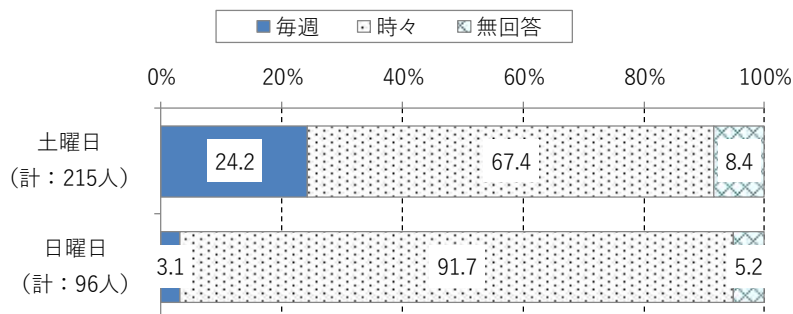
計：468人

【土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）】

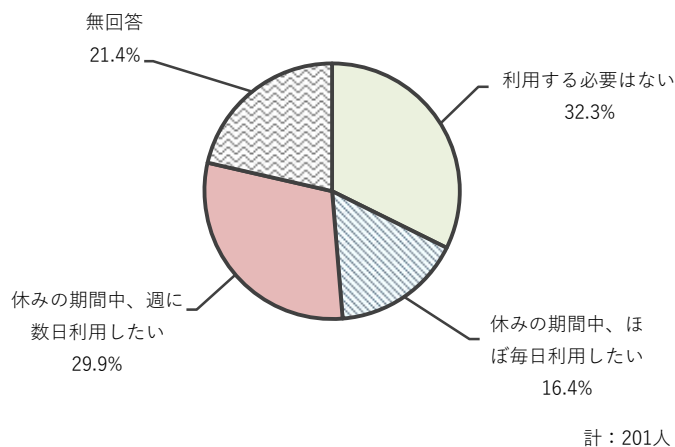


計：468人

【土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の希望利用頻度（就学前児童）】

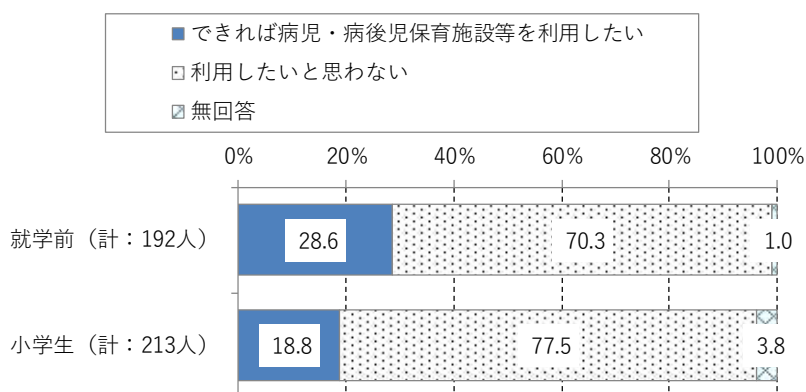


【長期休暇中の教育・保育事業などの利用希望（就学前児童）】



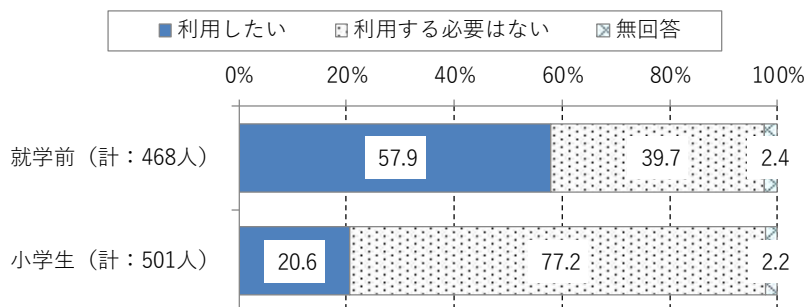
(3) 病児・病後児保育の利用希望

【病児・病後児保育の利用希望】



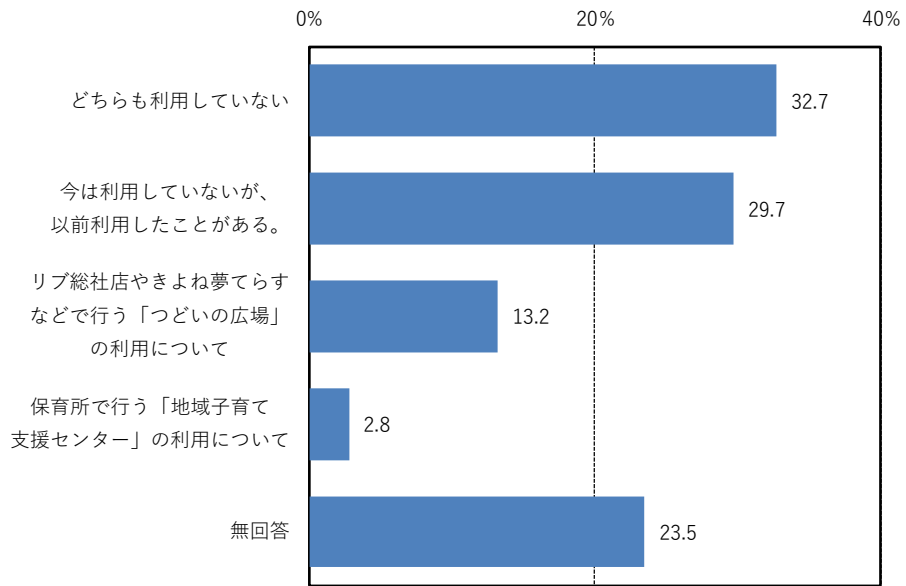
(4) 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、子どもを預ける事業の利用希望

【私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、子どもを預ける事業の利用希望】



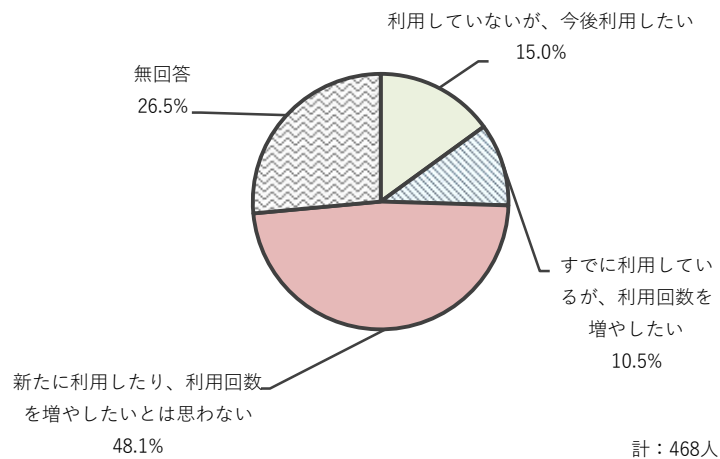
(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）】



計：468人

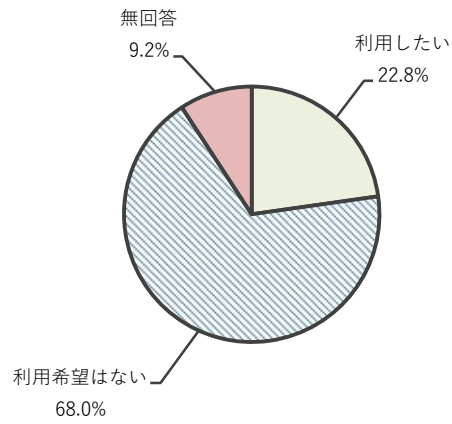
【地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童）】



計：468人

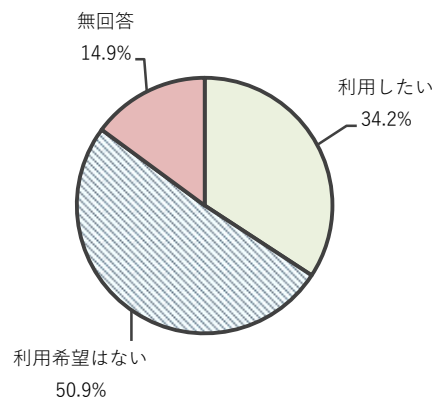
(6) 放課後児童クラブの利用希望

【放課後児童クラブの利用希望（小学生）】



計：501人

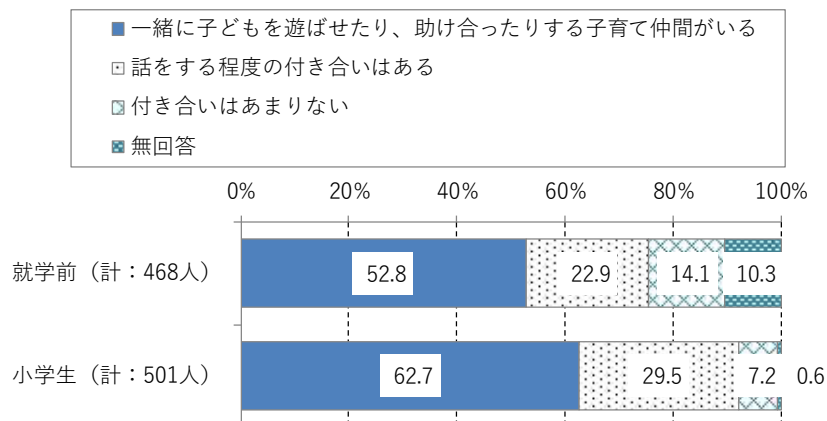
【放課後児童クラブ利用希望者の土曜日の利用希望（小学生）】



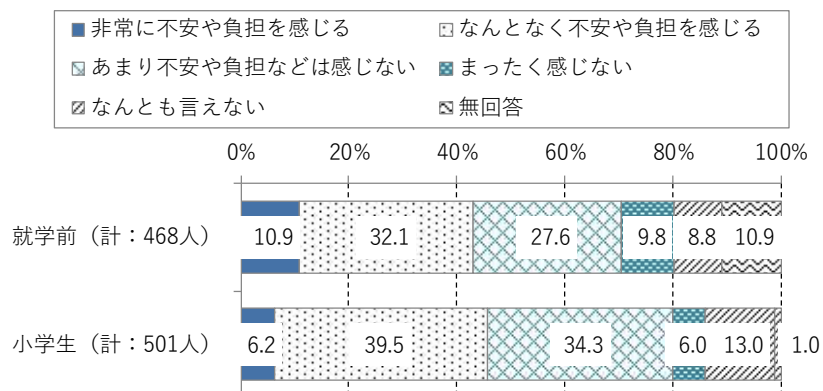
計：114人

(7) 子どもの保護者について

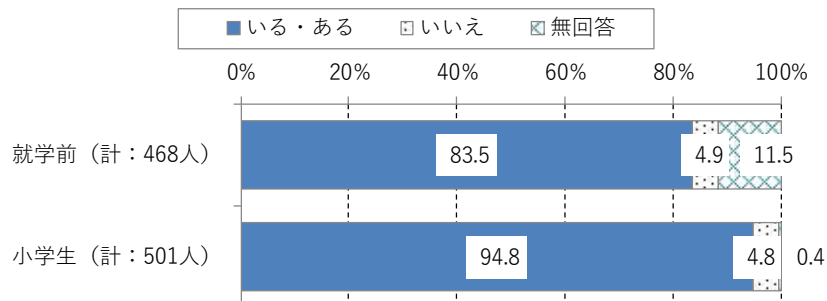
【親同士の付き合い】



【子育てに関する不安や負担】

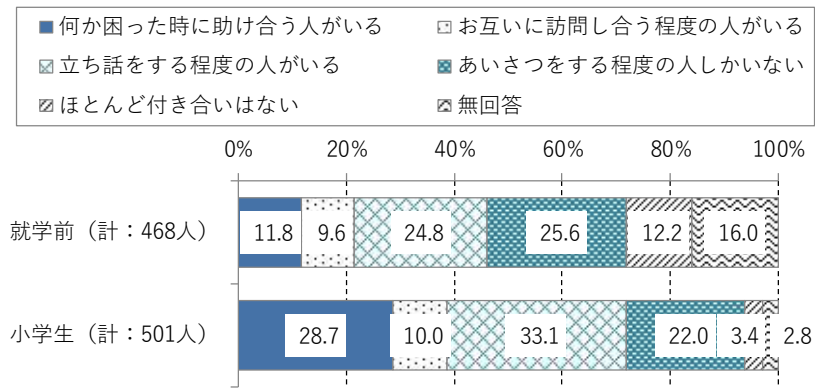


【子育てに関する相談相手の有無】

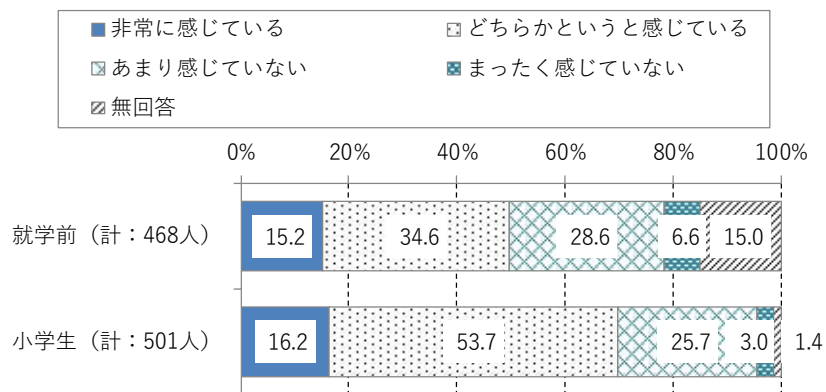


資料

【近所の人との付き合いの程度】



【地域の人々や社会全体に支えられているという感じ方】



2. 岡山県学力・学習状況調査結果【メディアに関する事項】

(H31.4.18 実施)

普段（月曜日から金曜日），1日当たりどれくらいの時間，テレビやビデオ・DVDを見たり，聞いたりしていませんか。

小学5年生

	4時間以上	3時間以上，4時間より少ない	2時間以上，3時間より少ない	1時間以上2時間より少ない	1時間より少ない	全く見たり，聞いたりしない	無回答
総社市	11.8	9.1	21.7	30.5	22.2	4.3	0.3
岡山県	15.3	11.1	21.2	29.4	19.0	3.9	0.2

中学2年生

	4時間以上	3時間以上，4時間より少ない	2時間以上，3時間より少ない	1時間以上2時間より少ない	1時間より少ない	全く見たり，聞いたりしない	無回答
総社市	9.4	9.9	24.0	31.9	20.8	3.9	0.0
岡山県	12.0	11.4	25.1	30.3	18.1	3.1	0.0

普段（月曜日から金曜日），1日当たりどれくらいの時間，テレビゲーム（コンピュータゲーム，携帯式のゲーム，携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含みます。）をしていませんか。

小学5年生

	4時間以上	3時間以上，4時間より少ない	2時間以上，3時間より少ない	1時間以上2時間より少ない	1時間より少ない	全くしない	無回答
総社市	6.7	6.7	14.3	29.0	30.4	13.0	0.0
岡山県	10.9	8.1	14.3	25.1	27.4	13.9	0.2

中学2年生

	4時間以上	3時間以上，4時間より少ない	2時間以上，3時間より少ない	1時間以上2時間より少ない	1時間より少ない	全くしない	無回答
総社市	8.7	8.7	17.8	28.9	22.2	13.4	0.2
岡山県	12.4	10.4	21.3	23.8	20.1	11.9	0.1

3. 総社市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 3 月 25 日

条例第 10 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条及び総社市子ども条例(平成 21 年総社市条例第 28 号)第 22 条の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について、調査審議するため、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 総社市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、次世代の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年総社市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4. 総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則

総社市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市子ども・子育て会議条例(平成25年総社市条例第10号)第5条の規定に基づき、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会議を代表し、会議の事務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長又は市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(専門研究部会)

第4条 会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、会議の委員をもって組織し、各部会に属する委員は会長が指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5. 総社市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有するもの (条例第3条第1号)	岡山県立大学	教 授	近 藤 理 恵
	くらしき作陽大学	教 授	林 直 人
各種関係団体の 代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会 長	服 部 剛 司
	総社市幼稚園・こども園長 会	会 長	井手口 裕子
	幼稚園・こども園PTA	幼稚園・こども園 PTA連絡協議会長	西 村 俊 英
	総社北小学校区放課後 児童クラブ	運営委員長	矢 吹 雄 三
	総社市社会福祉協議会	常務理事	佐 野 裕 二
	NPO法人 保育サポート あい・あい	理事長	中 島 久 美 子
	子育て応援こっこ	代 表	福 光 節 子
	親子クラブネットワーク	リーダー	川 尻 雅 子
	総社市民生委員児童委員 協議会	主任児童委員 副部長	角 田 ヒロミ
	吉備医師会	会 員	山 本 裕 子
	総社市愛育委員協議会	会 長	山 下 芳 枝
	総社商工会議所	専務理事	石 原 和 則
	総社吉備路商工会	会 長	吉 澤 威 人
総社地区労働福祉協議会	議 長	高 木 由 夫	
関係行政機関の職員 (条例第3条第3号)	岡山県備中県民局	課 長	中 村 伸
	倉敷児童相談所	所 長	嶋 田 俊 幸
	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	所 長	石 原 祥 雅

6. 策定経過

期 日	内 容
平成31年1月31日	平成30年度 第1回「総社市子ども・子育て会議」 ・事業計画策定の趣旨説明と、策定のためのニーズ調査（案）の提示
平成31年3月20日	ニーズ調査の実施（～4月19日まで） ・就学前，小学生児童世帯 各1,000件
令和元年8月19日	令和元年度 第1回「総社市子ども・子育て会議」 ・ニーズ調査結果及び事業計画概要，体系の報告
令和元年9月～11月	子育て支援団体，市役所関係部署等へのヒアリング調査の実施
令和元年11月25日	令和元年度 第2回「総社市子ども・子育て会議」 ・事業計画（素案）提出
令和2年1月24日	令和元年度 第3回「総社市子ども・子育て会議」 ・事業計画（最終案）提出
令和2年2月25日	事業計画案に対するパブリックコメントの実施（～3月16日まで）

7. 用語説明

【あ行】

赤ちゃんの駅

乳幼児と外出中の保護者が、授乳やおむつ交換などに利用できる、公共施設や民間施設の愛称。

育児休業

1 歳に満たない子どもを養育する男女労働者が会社に申し出ることにより、子どもが 1 歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。

M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した 40 歳代で再び上昇することで形成される。

【か行】

核家族世帯

夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。

教育・保育施設

「認定こども園法」第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1 人の女性が平均して一生の間に何人の子どもの産むかを表す。

コーホート変化率法

コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市長の付属機関）。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(子ども・子育て支援法第 7 条)

子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(子ども・子育て支援法第 61 条)

【さ行】

産後ケア事業

出産後、家族等から支援を受けることが難しく、また育児や体調に不安がある方を対象として、産科や助産院などでサポートする事業。

児童虐待

親などの保護者や、その同居人などが児童に虐待を加えること。暴力などによる身体的な虐待、食事を与えないなどのネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。

周産期医療

基本的には、ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理その他の新生児医療をいう

小1の壁

小学校入学前後で実施される保育時間に差があることから、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題のこと。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業として行われる保育。(児童福祉法第6条の3第10項)

情操教育

感情や情緒を育み、創造的で、個性的な心の働きを豊かにするためとされる教育、および道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育の総称。

食育

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取り組み。

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するために策定される計画。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による様々な問題に対処するために、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

【た行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域型保育事業

小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
(子ども・子育て支援法第7条)

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業，一時預かり，乳児家庭全戸訪問事業，延長保育事業，病児・病後児保育事業，放課後児童クラブ等の事業。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことであるが、近年では DV の概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

【は行】

ピア・サポート

専門家のサポートではなく、同じ苦しみや悩みを持ち、同じような立場にある人が相互に支えあい課題解決する活動。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取り組みを推進する事業。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。

【ま行】

メディアコントロール

子どもがテレビやビデオ・DVDを視聴する時間や、テレビゲームをする時間を規制すること。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

養育

子どもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態。

要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童。

【ら行】

利用者支援事業

子育てについての悩みや困り事について、専任のスタッフが一緒に考え、必要な子育て支援サービスにつながるように支援する事業であり、子ども・子育て支援新制度で新たにできた事業。

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。本計画では、女性の年齢階層別に労働力率を算出し分析した。

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、それぞれの発達の状態や特性に応じて、現在の困りごとの解決と、将来の自立、社会参加を目指して支援すること。発達支援。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指すこと。